

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 30 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K00617

研究課題名(和文) ベルギーの移民政策における「言語要件」を中心とした言語政策的側面についての研究

研究課題名(英文) Language Policy and "Language Requirements" in Belgian Immigration Policy

研究代表者

石部 尚登 (ISHIBE, Naoto)

日本大学・理工学部・准教授

研究者番号：70579127

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：ヨーロッパ諸国の移民(統合)政策において、言語要件の「常態化」と「厳格化」という共通のトレンドが存在することを確認した。また、連邦国家であるベルギーでは、政策主体が複数併存するという制度的特徴のために、言語要件の導入は近隣諸国と比較して遅れをみたが、一度ひとつの政策主体が言語要件の利用を開始すると、他の政策主体もそれに追随する(せざるを得ない)状況が発生し、国内全域で制度整備が急速に進展したことを示した。権限上の制度的制限があるために政策の個別化が進むのではなく、そうした制限があるからこそ各政策主体間で政策の近接化や共通化が実現したという一種の逆説的な流れを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はベルギーの移民(統合)政策における言語政策に焦点を当てるものではあるが、その前提としてヨーロッパ諸国の移民(統合)政策の共通トレンドの存在に目を向けている。移民選別のための合法的手段として「言語」の利用も指摘されるなかで、本研究の成果を基に、移民政策における言語要件の利用についての包括的な国際比較研究への展開が期待される。それはまた、日本における「移民」政策の議論に言語的な側面から参照可能な事例を提供することになるという意義も有する。

研究成果の概要(英文)：This study confirms the existence of common trends in immigration and integration policies in European countries: the "normalisation" and "tightening" of language requirements. In Belgium, a federal state, the introduction of language requirements lagged behind that of neighboring countries due to the institutional feature of multiple policy entities coexisting. Once one policy entity, however, started using the language requirement, other policy entities followed (or were forced to follow suit), and the development of the system progressed rapidly throughout the country. The study was also able to reveal a kind of paradoxical development, in which policy individualisation has not developed because of institutional restrictions on authority, but because of such restrictions, policy commonisation between the various policy entities has been achieved.

研究分野：社会言語学

キーワード：言語要件 移民政策 ベルギー 市民化 統合政策

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 21世紀を迎え、ヨーロッパ諸国の移民政策において、国家への人の出入りに関わる「出入国管理政策」に加え、入国後の移民の「(社会)統合政策」がますます重要視されるようになってきている。また、そうした移民の社会統合ではことさら「言語」の扱いが重要であることが、EUレベルの勧告や決議を含めて繰り返し指摘されている。実際に、移民統合政策の代表的な国際比較調査である移民統合政策指数(MIPEX)では、調査対象の8つ政策分野のうち「家族呼び寄せ」、「永住」、「帰化」の各分野に「言語要件」に関する調査項目が挙げられている。

(2) 独立以来、オランダ語話者とフランス語話者間の言語対立を経験してきたベルギーでは、そうした対立の調停の結果として、現在、地域別一言語主義に基づくきわめて厳格かつ排他的な言語政策が徹底されている。その一方で、上述のMIPEXをはじめ従来の移民(統合)政策の国際比較研究では、ベルギーの移民(統合)政策の言語的側面は他国と比較してより寛容であるとの相反するような評価がなされている。また、連邦国家であるベルギーでは、移民政策の主体が複数存在し、そもそも国家としての統一的な移民政策が存在しない。

## 2. 研究の目的

本研究では、以下の2点を明らかにすることを目的とした。

(1) 政策主体ごとの移民政策における言語要件の利用の実態と変遷  
移民政策における「言語要件」の利用についてのヨーロッパレベルでの共通の政策トレンドと、国家レベルの言語政策・言語制度の双方を考慮にいたした上で、複数の政策主体が独自に行う移民(統合)政策で言語がいかに扱われているのかをそれぞれ詳細に確認することで、ベルギーの移民政策をより正確に把握する。

(2) 政策主体間およびヨーロッパ共通の政策トレンドとの影響関係  
ベルギーは長い言語政策の歴史を有し、言語と政策全般の間には強い連関が見られる。たとえば、1993年の連邦制への移行にみられるように、言語政策は国家の在り方自体を規定してきた。結果として、政策主体をこえた協働は制度的にも、また感情的にも困難とされているが、移民(統合)政策(の言語政策面)においては主体間の間接的な影響関係が存在することを、ヨーロッパ共通のトレンドとの関係とその様態とともに示す。

## 3. 研究の方法

(1) まず、本研究の前提をなすものとして、ヨーロッパ諸国の移民政策に関する文献調査を通して全体的な流れを把握し、それを基にヨーロッパ各国の移民関連行政機関のサイトや移民政策に関する法律を実際に確認した。移民(統合)政策における言語要件の利用について歴史的な変遷を含めたより詳細かつ最新の情報を整理し、ヨーロッパ諸国で共通してみられる政策トレンドを抽出した。

(2) 続いて、ベルギーの言語政策と移民(統合)政策のそれぞれの制度を整理した。そこでは、特に権限が複雑に絡み合い、近年には連邦構成体間での権限の移譲が進む二言語使用圏であるブリュッセルの制度の理解に重点的に取り組んだ。なお、文献調査と現地での関係者への聞き取り調査の併用を予定していたが、後者については現地訪問が困難な時期が続いたため、文献での調査を中心として行った。

(3) その後、各政策主体により行われている移民(統合)政策とそこでの言語要件の利用について調査した。先行研究等の関連文献や一般書籍、新聞記事などを資料とする分析を主たる手法とし、その現状と変遷を明らかにした。また、各政策主体が設置する移民関連施設を訪問することで、簡易的ではあるが、法律で規定された政策が現場で実際にどの程度実践され、どのような成果をあげているのか(あるいはいないのか)について確認した。

(4) 以上のことを踏まえて、各政策主体による政策の集積として立ち現れるベルギーの移民政策、とりわけその言語的側面を明らかにするために、政策決定に至るまでの議会での議論(上・下院の連邦議会議事録、各共同体議会や各地域議会の議事録)、各政党の政策綱領、メディアに対する政治家の発言などについて分析を行った。それを通して、移民(統合)政策における言語要件の利用に関する国内の政策主体間の影響関係とヨーロッパに共通の政策トレンドとの影響関係を明らかにした。

## 4. 研究成果

(1) 移民統合政策の国際比較調査MIPEXの報告書やOECDによる「移民統合指標」を用いた調

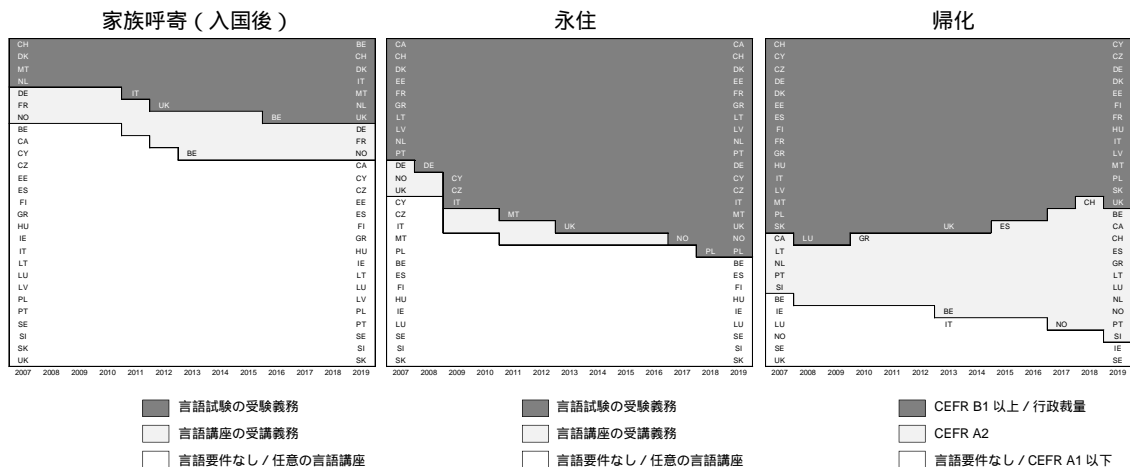


図1 各政策分野における言語要件導入国の変遷

査報告書、その他のヨーロッパ諸国の移民（統合）政策に関する文献の調査により全体的な流れを把握し、その後各国の実際の政策や関連法律を参照することを通して、移民（統合）政策の共通トレンドを抽出した。それは言語要件の導入国の増加、およびより早期段階での言語要件の導入（帰化より永住、永住より家族呼び寄せ）であり、換言すれば、移民（統合）政策における言語要件の「常態化」である（図1）。

また、それとは別に、必要とされる言語能力レベルの明示化やそのレベルの引き上げ、言語習得（言語講座への参加）の義務化やその成果を証明するための言語試験の導入、言語習得の失敗や義務の不履行に関する罰則制度の導入、言語要件を課される対象者の拡大など、いわば言語要件の「厳格化」と言えるトレンドも確認することができた。各国でこれらのひとつ、あるいは複数のトレンドが共通して観察されることを示した。

(2) ベルギーの移民（統合）政策について以下の点を明らかにした。

1974年の国家再編において「共同体」と「地域」が設立された際に、統合政策（当時は「受け入れ政策」）の権限は中央政府から地域に移譲された。その後、就労許可を除く統合政策の権限は一旦共同体へ移譲されるも、1993年にはフランス語共同体が権限をワロニー地域とブリュッセルのフランス語共同体委員会へ移譲し、またフラーンデレンにおける共同体と地域の融合もあり、現在、表1に示すように、ベルギーには移民（統合）政策に権限を有する複数の政策主体が非対称的に併存するに至っている。

表1 ベルギーの移民（統合）政策における複数の政策主体

政策主体	領域	権限
連邦	国内全域	入管・永住・帰化，外国人参政権，反差別
フラーンデレン政府	オランダ語圏，首都ブリュッセル	統合政策，就労許可
フランス語共同体委員会	首都ブリュッセル	統合政策，就労許可
ワロニー地域	フランス語圏	統合政策，就労許可
ドイツ語話者共同体	ドイツ語圏	統合政策，就労許可

こうした国家への人の出入り（入管・永住・帰化）の管理という狭義の移民政策と統合政策で政策主体が異なるという制度的特徴を理由として、ベルギーでは言語要件を積極的に利活用する統一的な移民（統合）政策の導入は近隣諸国と比較して遅れをみた。しかしながら、移民（統合）政策における言語要件の利用を先導していた隣国オランダの影響を受ける形で、フラーンデレン共同体においてはじめてベルギー国内へ導入が行われた。こうした影響関係は「市民化（inburgering）」の用語の使用からも、また政策制定の議論において盛んにオランダの政策が参照されていたことから裏付けられる。ベルギーにおいては、狭義の移民政策よりも統合政策が先行する形で言語要件の政策利用が開始されたという特殊な経緯を、政策主体の複数性の観点から明らかにした。

また、こうした制度的な理由から、一度ひとつの政策主体が言語要件の利用を開始すると、他の政策主体もそれに追随する（せざるを得ない）状況が発生し、国内全域で制度整備が急速に進展したことを示した（図2）。実際の現地調査においても、統合政策、とりわけ言語に関する取り組みには、政策主体の違いをこえて共通性が強くみられることが確認できた。この点は、制度面において、各政策主体の近年の移民に対する言語政策の近接化や共通化の流れを裏付ける。権限上の制度的制限があるために政策の個別化が進むのではなく、そうした制限があるからこそ各政策主体間で政策の近接化や共通化が実現したという一種の逆説的な流れを明らかにする

ことができた。

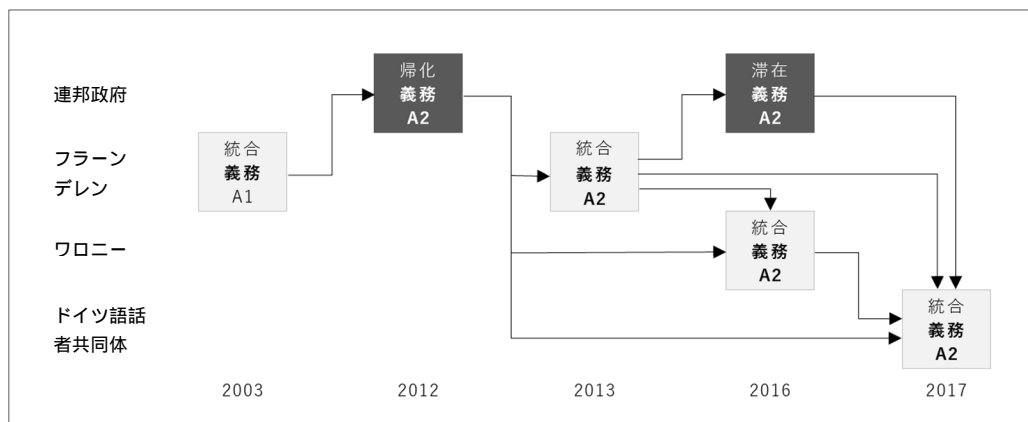


図2 連邦構成体間の言語用意見利用の影響関係

(3) なお、本研究はベルギーの移民(統合)政策における言語政策に焦点を当てるものではあるが、その前提としてヨーロッパ諸国の移民(統合)政策の共通トレンドの存在に目を向けている。移民選別のための合法的手段として「言語」の利用も指摘されるなかで、本研究の成果を基に、移民政策における言語要件の利用についての包括的な国際比較研究への展開が期待される。それはまた、日本における「移民」政策の議論に言語的な側面から参照可能な事例を提供することになるという意義も有する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石部尚登	4. 巻 22
2. 論文標題 【例会発表要旨】ベルギー・ドイツ語話者共同体の移民統合政策と言語要件について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Sprachwissenschaft Kyoto	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 石部尚登
2. 発表標題 ベルギーの移民（統合）政策と「言語要件」について
3. 学会等名 多言語社会研究会第87回研究会例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 石部尚登
2. 発表標題 ベルギー・ドイツ語話者共同体の移民統合政策と言語要件について
3. 学会等名 京都ドイツ語学研究会第106回例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 石部尚登
2. 発表標題 ベルギーを「通過」する人たちについて
3. 学会等名 第93回研究会ブリュッセル大会（国際学会）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 岩本 和子、井内 千紗、中條 健志、ルート・ヴァンパーレン、見原 礼子、吹田 映子、吉村 和明、正木 裕子、山本 浩幸、高岡 優希、石部 尚登	4. 発行年 2021年
2. 出版社 松籟社	5. 総ページ数 320
3. 書名 ベルギーの「移民」社会と文化	

1. 著者名 石部尚登（翻訳） / Ruth Wodak（著）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 352
3. 書名 右翼ポピュリズムのディスコース：恐怖をあおる政治を暴く 第2版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------